

副 本

令和元年(ワ)第172号、令和2年(ワ)第216号

違法行為差止請求事件

原 告 和 田 廣 治 外7名

被 告 久 和 進 外3名

令和3年3月10日

準 備 書 面 (5)

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木 宏



同

川 島 廣



## 目 次

第1はじめに .....	3
第2原告ら第9準備書面について .....	7
1 第2の1「福島第一原発事故の原因が未解明であること」について .....	7
2 第2の2「福島第一原発事故による甚大な被害の実態と本件原発における予測」について .....	12
3 第2の3「原発事故のリスク評価」について .....	18
4 第2の5「本件原発の敷地内活断層の活動性が否定できないこと」について .....	20
第3結語 .....	27

原告らの令和2年1月30日付け第9準備書面については、以下のとおりである。

なお、志賀原子力発電所については、以下「本件原子力発電所」とい、特定の号機を示す場合は、「本件1号機」、「本件2号機」という。

## 第1 はじめに

本件訴訟は、補助参加人の株主の一部である原告らが、会社法に基づき会社のために提起する株主差止訴訟であるから、本件の主要な争点は、補助参加人の代表取締役である被告らにおいて、会社法360条1項に定める「法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある」か否かという点にある。

この点、「法令」には、取締役が会社との間の委任契約に基づいて会社に対して負っている善管注意義務及び忠実義務が含まれ（会社法355条に規定される忠実義務は、民法644条に規定される善管注意義務を敷衍し、かつ一層明確にしたに止まり、通常の委任関係に伴う善管注意義務とは別個に高度な義務を規定したものではない（最高裁判所昭和45年6月24日判決・民集24巻6号625頁参照。）），会社法355条は、「取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。」と規定しており、株主総会決議は取締役にとって、「上位機関としての判断・決定であり、これに従う義務を負う。」と指摘されるところ（乙35の60頁），被告らは、株主総会において、本件原子力発電所の再稼働を目指すという経営の基本方針（乙3の7の15、16頁「取締役会の意見」，同25、26頁「対処すべき課題」参照）を明らかにして、圧倒的多数の株主の支持した方針に従って、業務を遂行している。

かかる方針は、原子力発電が供給安定性、環境性及び経済性の観点からのエネルギー믹스においてベースロード電源として重要な役割を担うという、将来予測にわたる経営上の専門的判断に係るものであり（乙10の19、20頁），国のエネルギー基本計画（乙7）にも沿った合理性を有する方針である。

したがって、被告らは、株主総会において適法に成立し、かつ圧倒的多数により支持された、本件原子力発電所の再稼働を目指すという経営の基本方針に従う義務があり、これに反することこそが、善管注意義務及び忠実義務ひいては法令に違反することとなる。

その上で、原子力発電所のような、高度の科学的、専門技術的知見を要する分野における、会社の経営陣である取締役の善管注意義務及び忠実義務とは、自らが原子力に関するあらゆる資料を読み込み、これらに精通し、自らの知識、判断に従って行動する義務ではなく（もしそうであれば、取締役に就任する個人が、法令、規則類はもとより、機械工学、地震学、耐震工学など原子力に関するあらゆる専門分野についての専門的知見を有する者でなければならないことになる。）、安全性に関する法令、規則類を遵守し、専門家の判断、見解、監督官庁の指導などを踏まえて、適法かつ適切に業務を遂行する義務であり（東京高等裁判所平成11年3月25日判決・判例時報1686号33頁参照），被告らが適法かつ適切に業務を遂行していることは答弁書12ないし14頁において述べたとおりである。

これに対し、原告らは、第9準備書面第2において、求釈明事項として、被告らが特定の論文や調査報告書等を検討したか等についての釈明を求め、取締役自身がそれら特定の論文や調査報告書等を検討しなければ取締役の業務執行において善管注意義務及び忠実義

務違反があるかのように述べるが、かかる原告らの主張は、権限委任と分業を前提とする補助参加人の組織体制を無視した独自の見解に過ぎず、理由がない。

原子力発電所の安全性については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）をはじめとする関係法令において、現在の科学技術水準を踏まえた厳格な規制がなされ、福島第一原子力発電所事故を踏まえて策定された新規制基準への適合性について、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力規制委員会の科学的、専門技術的知見に基づく判断がなされているところ、原告らが指摘する、福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策や確率論的リスク評価、敷地内断層の活動性といった事項については、後記第2で述べるとおり、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査における審議を経た上で同委員会の判断が予定されており、被告らの善管注意義務及び忠実義務は、これらの手続を適法に実行し、同委員会の判断を遵守して本件原子力発電所の再稼働の可否を判断し、業務を遂行することにより尽くされるものである。そして、同委員会では、敷地内断層の活動性に係る審議が進捗している。

その上で、被告らは、新規制基準等をも踏まえた「安全性向上施策」を完了させ、原子力規制委員会による新規制基準適合性確認の判断により本件原子力発電所の安全性が確認された上で、再稼働することを目指しているのであって、かかる被告らの判断に何ら不合理な点はない（「原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。」（乙7の19頁）との国の方針にも整合する。）。

また、被告らは、答弁書12ないし14頁で述べたとおり、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の整備（会社法362条4項6号。乙3の7の37ないし39頁、乙8の27ないし29頁）、すなわち品質マネジメントシステムによる安全運転・安全管理の徹底や原子力安全推進部の設置による業務運営の改善をはじめとする社内体制の整備、原子力安全信頼会議やWANO（世界原子力発電事業者協会）、JANSI（原子力安全推進協会）をはじめとする外部の知見の活用等、本件原子力発電所の安全性の継続的向上にも取り組んでいる（乙10の13ないし16頁、乙48の15ないし19頁）。

以上に述べたとおり、被告らは、株主総会決議に従い、法令及び定款を遵守し、とりわけ、原子炉等規制法に基づく新規制基準への適合性確認の判断を踏まえて本件原子力発電所の再稼働の可否を判断することとしているのであって、会社法上の取締役の善管注意義務及び忠実義務である、適法かつ適切に業務を遂行する義務を尽くしている。

原告らは、第9準備書面第2において、新規制基準や同適合性確認審査の内容に関わる科学的、専門技術的事項について縷々述べるが、新規制基準や同適合性判断の科学的合理性が争点となる行政訴訟や、原子力発電所からの放射性物質放出の具体的危険性が争点となる民事訴訟（本件原子力発電所についても金沢地方裁判所で係属中である。）と異なり、取締役の法令違反の有無が争点となる株主差止訴訟においては、例えば、原子炉等規制法43条の3の23に基づく使用停止命令が発せられたにもかかわらず取締役があえて従業員に原子力発電所の運転の継続を命じるといった法的手続を無視するような場合であれば格別、原子力規制委員会の新規制基準適合性

確認審査の判断を踏まえて原子力発電所の再稼働を目指すことが、取締役の法令違反に当たる余地はない。

以下、被告ら及び補助参加人は、第4回口頭弁論における御序の指示に従い、本件訴訟の争点が取締役の法令違反の有無であるとの観点から、補助参加人が原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査に提出した資料等に基づき、原告らが指摘する事項は被告らの善管注意義務及び忠実義務違反の根拠とはならないことを明らかにする。

なお、原告ら第9準備書面1頁の令和元年（ワ）第172号事件「被告久和進外4名」は「被告久和進外2名」の誤りであると思料される。

## 第2 原告ら第9準備書面について

### 1 第2の1 「福島第一原発事故の原因が未解明であること」について

#### (1) 被告らに善管注意義務及び忠実義務違反はないこと

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故については、原子力規制委員会、日本原子力学会及びIAEA（国際原子力機関）等によって報告書が取りまとめられており、「福島第一原発事故の原因が未解明である」とする原告らの主張は、事実に反する（後記(2)ア参照）。

被告ら及び補助参加人は、本件原子力発電所において、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「安全強化策」を実施しており、加えて、新規制基準や、日本原子力技術協会（現・原子力安全推進協会）を通じて行った福島第一原子力発電所事故の検討、分析結果等を踏まえた「安全性向上施策」を完了させ、原子力規制委

員会において新規制基準に適合することの確認を経た上で、本件原子力発電所を再稼働することを目指しているのであるから、被告らに善管注意義務及び忠実義務違反はない（後記(2)イ参照）。

そもそも、福島第一原子力発電所事故の解明は、同発電所（昭和41年12月1日、内閣総理大臣より東京電力株式会社に対し同発電所の原子炉設置許可がなされた。）を設置、管理する東京電力（同社は平成28年4月1日、東京電力ホールディングス株式会社に商号変更しているが、本準備書面では商号変更の前後を通じ、東京電力と記載する。）や、原子力規制委員会（原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）1条により、原子力利用における安全の確保を一元的につかさどるとされ、同法4条1項11号により原子力事故の原因究明等が所掌事務とされている。）において行われるものであり、同発電所を設置、管理する者ではない補助参加人の取締役である被告らにこれを行う義務があるとする原告らの主張は、失当というほかない。

なお、原告ら第9準備書面4頁17行目及び5頁17行目の「田中光彦」は「田中三彦」の、同4頁17行目の「伊藤良徳」は「伊東良徳」の誤りであるとそれぞれ思料される。

## (2) 原告らの「求釈明」について

### ア 「求釈明」①ないし③について

補助参加人は、平成23年4月8日、本件原子力発電所の「安全強化策」を公表するとともに、「今後、国等により福島第一原子力発電所で発生した事故に係る解明が行われるものと考えており、その詳細内容、原因等を踏まえた対策についても適切に対応してまいります。」との方針を明らかにした（乙49）。

原子力規制委員会は、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」を設置し、現地調査等を踏まえ、平成26年10月8日、「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告書」(乙50)を取りまとめ、「津波到達前までは、炉心の露出・損傷に至るような原子炉圧力容器からの冷却材の漏えいはなかった。」「A系非常用交流電源系統が機能喪失した原因是、津波による浸水であると考えられる。」などとして、国会事故調報告書(甲1)による、福島第一原子力発電所事故において地震動による重要な安全機能の喪失が発生した可能性があるとの主張を否定している(乙50の6, 16頁, 乙51の100ないし109頁, 乙52の18, 19頁)。

なお、国会事故調委員であった田中三彦氏(甲33)及び同事故調協力調査員であった伊東良徳弁護士(甲34)の主張は同事故調報告書と同旨であり、更田豊志・原子力規制委員会委員長は、木村俊雄氏(甲35)の主張についても、「これまでの見解を覆すような新事実が示されたとは考えておりません。」として、否定している(乙52の19頁)。

また、原子力規制委員会の報告書に加え、政府事故調(東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会), 民間事故調(福島原発事故独立検証委員会), 東電事故調(福島原子力事故調査委員会), 学会事故調(日本原子力学会東京電力福島第一原子力発電所事故に関する調査委員会), 日本原子力技術協会, 日本原子力研究開発機構, 日本学術会議(総合工学委員会原子力事故対応分科会)及びIAEAの各報告書においても、国会事故調報告書の主張は否定されており(乙18の192頁, 乙50の6, 16頁, 乙53の2-10頁, 乙54

の32頁，乙55の13，16頁，乙56の3頁），福島第一原子力発電所事故を原因とする東京電力に対する損害賠償請求訴訟の判決においても，国会事故調報告書の主張は否定されている（前橋地方裁判所平成29年3月17日判決・判例時報2339号4頁，松山地方裁判所平成31年3月26日判決・判例時報2431・2432号101頁）。

よって，「福島第一原発事故の原因が未解明である」とする原告らの主張は，事実に反するものであり，原告らの「求釈明」は，その前提を欠く。

原子力規制委員会は，政府事故調や国会事故調の各報告書等を踏まえ，原子炉等規制法に基づく新規制基準を策定しているところであり（乙15の41ないし63頁），「東京電力福島第一原子力発電所事故で起きたような事故を再度起こさないため，地震、津波等の外部事象を含めた、共通要因に起因する設備の故障を防止するための対策の強化や、重大事故等が発生した場合における対策の要求の必要性等の教訓は得られている。その結果を踏まえ、新規制基準の設置許可基準規則においては、共通要因に起因する設備の故障を防止するため、地震・津波対策を含めた自然現象による損傷防止対策や、内部火災、内部溢水による損傷防止対策の強化等により事故防止対策を強化した。さらにその上で、万が一、炉心の著しい損傷を伴う事故等が起きた際の対策として、重大事故等対策を新たに要求した。」ものである（同58，59頁）。

被告ら及び補助参加人は，かかる新規制基準を踏まえた「安全性向上施策」を完了させ，原子力規制委員会において新規制基準に適合することの確認を経た上で，本件原子力発電所

を再稼働することを目指しているのであるから、被告らに善管注意義務及び忠実義務違反はない（前記第1で述べたとおり、「原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。」（乙7の19頁）との国の方針にも整合する。）。

原告らが縷々述べる配管や電源についても、補助参加人は、本件原子力発電所において、配管や電路を含む耐震補強工事や、電源の強化等を実施しており（乙9の3ないし8頁），これら安全対策の妥当性については、新規制基準適合性確認審査において、補助参加人と原子力規制委員会との間で審議がなされ、同委員会による判断が行われることとなる。

#### イ 「求釈明」④及び⑤について

補助参加人は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、平成23年3月18日及び同年4月8日に、本件原子力発電所の「安全強化策」を公表し、平成25年9月までに実施した（乙49，乙57）。

補助参加人は、上記「安全強化策」のうち、平成23年3月30日に経済産業大臣から実施を指示された緊急安全対策（平成23・03・28原第7号）について、同年5月11日、旧原子力安全・保安院から妥当であるとの評価を受けるとともに、同年6月7日に経済産業大臣から実施を指示されたシビアアクシデントへの対応に関する措置（平成23・06・07原第2号）について、同年6月18日、旧原子力安全・保安院から妥当であるとの評価を受けている（乙58ないし61）。

以上に述べたとおり、補助参加人が実施した「安全強化

策」により、本件原子力発電所においては、福島第一原子力発電所事故のように、津波等に起因する電源機能及び冷却機能の喪失により炉心損傷や放射性物質の放出に至ることを防止することができる。

さらに、補助参加人は、平成25年7月8日になされた新規制基準施行に先立ち、新規制基準案や、日本原子力技術協会を通じて行った福島第一原子力発電所事故の検討、分析結果等も踏まえ、本件原子力発電所の安全性向上のための施策について検討を進め、同年6月17日、本件原子力発電所における「安全性向上施策」を公表し、順次、内容を充実させつつ、工事を行っている（乙9の17頁、乙53、乙62）。

そして、補助参加人は、平成26年8月12日に本件2号機について新規制基準適合性確認審査の申請を行い、現在、原子力規制委員会において、同審査が実施されている（乙63）。

加えて、前記第1で述べたとおり、補助参加人は、自主的・継続的な安全性向上にも取り組んでおり、不断の取組みを継続していくこととしている（乙9の17頁、乙48の15ないし19頁）。

## 2 第2の2 「福島第一原発事故による甚大な被害の実態と本件原発における予測」について

### (1) 被告らに善管注意義務及び忠実義務違反はないこと

前記第1で述べたとおり、福島第一原子力発電所事故を踏まえ改正された原子炉等規制法に基づき、新規制基準において、重大事故等対策が規定されている（後記(2)ア）。補助参加人は、本件原子力発電所において、新規制基準を踏まえて重大事故等対策を講じており、同対策については、新規制基準適合性確認審査にお

いて審議、判断されることとなる。

その上で、原子力災害対策については、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）において規定されており（後記(2)イ）、原子炉等規制法、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図ることとされている（原子力災害対策特別措置法1条）。同法においては、原子力事業者、国及び地方公共団体の責務がそれぞれ規定され（同法3ないし5条）、相互に連携、協力することとされている（同法6条）。

すなわち、国は、中央防災会議において災害対策基本法34条に基づき防災基本計画を作成するとともに、原子力規制委員会において原子力災害対策特別措置法6条の2に基づき原子力災害対策指針を定めており、原子力災害対策に関する専門的、技術的事項は同指針において定められている（乙64、乙65）。

福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力基本法（昭和30年法律第186号）の改正により、平成24年9月19日、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議が常設されるとともに、原子力災害対策特別措置法等も改正され、原子力災害予防対策の充実、原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化、原子力災害対策本部長と原子力規制委員会の役割の明確化、原子力緊急事態解除後の事後対策の強化及び原子力災害対策指針の法定化が行われた（乙66の12頁）。

原子力災害対策指針は、緊急時の意思決定のための基準となる緊急時活動レベル（EAL）及び運用上の介入レベル（OIL）の設定や予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の導入など、旧原子力安全委員会

の指針であった「原子力施設等の防災対策について」を見直し、IAEAの安全文書の考え方や、福島第一原子力発電所事故に係る各調査委員会の報告等を考慮した上で策定されている（乙65の1、2頁、乙66の1頁）。

地方公共団体は、原子力災害対策特別措置法28条1項並びに災害対策基本法40条及び42条に基づき、地域防災計画を作成し、同計画の中で原子力災害対策編を作成し、また、同計画を踏まえて避難計画を作成しており、国は、地方公共団体による地域防災計画（原子力災害対策編）、避難計画の作成に対し支援を行っている（乙67ないし71）。

事業者は、原子力災害対策特別措置法7条1項に基づき、原子力事業者防災業務計画を作成することとされている。

そこで、補助参加人は、同法7条1項に基づき、志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画を作成しており、関係法令の改正等を踏まえ、逐次、同計画を修正している。直近では、令和2年8月21日、石川県、志賀町及び富山県と協議の上、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に同計画の修正を届け出ている（乙72、乙73）。

また、補助参加人は、同法13条の2第1項に基づき、本件原子力発電所において防災訓練を実施し、原子力規制委員会に訓練結果を報告している（乙74ないし76）。

さらに、補助参加人は、国や地方公共団体が実施する原子力防災訓練に参加し、国や地方公共団体との役割分担や連携を確認し、原子力災害対策の強化に取り組んでいる。すなわち、補助参加人は、国が平成26年11月2日及び3日に本件原子力発電所で実施した原子力総合防災訓練に参加している（乙77）。

また、補助参加人は、石川県及び富山県が実施する原子力防災訓練にもそれぞれ参加している（乙78ないし80）。

さらに、平成28年3月11日の第4回原子力関係閣僚会議で決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」において、原子力災害発生時の事業者の責務と具体的対応が示されたこと等を踏まえ、補助参加人は、原子力災害対策の一層の充実を図っている（乙81）。

以上のとおり、被告ら及び補助参加人は、本件原子力発電所において、関係法令の定めに従い、重大事故等対策を講じるとともに、原子力災害対策を講じているのであって、被告らに善管注意義務及び忠実義務違反はない。

なお、原告ら第9準備書面6頁24行目の「資産」は「試算」の、同7頁3行目の「放射税物質」は「放射性物質」の、同8頁9行目の「非難できなかった」は「避難できなかった」の誤りであるとそれぞれ思料される。

## (2) 原告らの「求釈明」について

### ア 「求釈明」①ないし③について

新規制基準においては、重大事故等対策として、「①第2章（設計基準対象施設）における対策をとった上でもなお重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生防止対策として、炉心、（引用者注：使用済燃料貯蔵槽内の）燃料体若しくは使用済燃料、及び運転停止中の原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための対策を講じることを求める（例えば、同規則44条から49条1項及び54条）、②さらに万一重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大防止対策として、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性

物質の異常な水準の放出を防止する対策を講じることを求め（例えば、同規則49条2項、50条から53条）、③それでも、敢えて格納容器が破損した場合も想定し、放射性物質の拡散を抑制することを求めている（同規則55条）。加えて、技術的能力基準においては、④大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊への対応を求めている（技術的能力基準2.1）。」（乙15の139頁）。

補助参加人は、これらの要求を踏まえ、本件原子力発電所において、上記各事態を想定し、重大事故等対策を講じており、重大事故等対策の妥当性については、新規制基準適合性確認審査において、補助参加人と原子力規制委員会との間で審議がなされ、同委員会により判断されることとなる。

#### イ 「求釈明」④について

原子力災害対策指針においては、「原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態」につき、「原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壤やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、そ

れらの飛散や流出には特別な留意が必要である。」とされている（乙65の3頁）。

また、「原子力災害の特殊性」として、「原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるので、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。」とされている（乙65の4頁）。

補助参加人は、かかる指針を踏まえ、本件原子力発電所において、上記各事態を想定し、防災対策を講じており、国や地方公共団体と連携し、原子力災害対策の強化に取り組んでいる。

#### ウ「求釈明」⑤ないし⑧について

前記(1)で述べたとおり、防災計画は国、地方公共団体、事業者がそれぞれ作成するものであり、原告らが主張するように、事業者が国や地方公共団体の防災計画を検証するわけではない（乙67）。

補助参加人は、自ら原子力事業者防災業務計画を作成し、事業者防災訓練を実施するとともに、国の原子力総合防災訓練及び地方公共団体の原子力防災訓練に参加するなど国、地方公共団体の防災対策に適切に協力している（乙81）。

なお、原告らは、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）について縷々述べるが、原子力規制委員会は平成26年10月8日、「福島第一原子力発電所事故の教訓として（略）SPEEDIによる計算結果に基づいて防護措置の判断を行うことは被ばくのリスクを高めかねない」として、「緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断にあたって、SPEEDIによる計算結果は使用しない。」としており、原告らの主張は前提を欠く（乙82）。

### 3 第2の3 「原発事故のリスク評価」について

#### (1) 被告らに善管注意義務及び忠実義務違反はないこと

前記2(2)アで述べたとおり、被告ら及び補助参加人は、原子炉等規制法に基づき重大事故等の想定、対策を講じるとともに、新規制基準適合性確認審査に的確に対応し、新規制基準に適合していることの確認を経た上で本件原子力発電所を再稼働することを目指しているのであるから、被告らに善管注意義務及び忠実義務違反はない。

なお、新規制基準適合性確認審査における確率論的リスク評価（PRA）の位置付けについては、以下のとおりである。

新規制基準適合性確認審査では、PRAは、重大事故等対策の有効性評価における事故シナリオの選定に用いられる。すなわち、様々な事故のシナリオを樹形状の論理構造図にしたイベントツリーを用いて分類した上で、高圧・低圧注水機能喪失、高圧注水・減圧機能喪失、全交流動力電源喪失など有効性評価の対象として必ず選定する事故シナリオ以外に、有効性評価の対象として選定すべき事故シナリオの有無を確認するため、重大事故等対策を講じていない状態を仮定してPRAを実施し、有効性評価の対象に

追加する事故シナリオの有無を確認することとされている。また、選定された事故シナリオに対し、事業者が講じている重大事故等対策が有効に機能することを確認することとされている（乙15の150ないし160頁、乙83の3頁、乙84の26頁）。

よって、補助参加人は、新規制基準適合性確認審査において、重大事故等対策を講じていない状態を仮定したPRAを実施し、有効性評価の対象に追加する事故シナリオの有無について確認を受けることとなる。また、事故シナリオに対し補助参加人が講じている重大事故等対策が有効に機能することについて確認を受けることとなる。

加えて、補助参加人は、電力中央研究所「原子力リスク研究センター」等と協力し、PRAモデルの高度化を継続して実施中である。

なお、原告ら第9準備書面8頁21行目の「純資産約1.5兆円」は「総資産約1.5兆円」の（乙8の1頁参照）、同9頁9行目の「乙第7号証」は「乙第17号証」の、同9頁12行目の「確立論」は「確率論」の誤りであるとそれぞれ思料される。

## (2) 原告らの「求釈明」について

### ア 「求釈明」①について

補助参加人は、重大事故等対策を考慮しない状態での出力運転時内部事象PRAにおいて炉心損傷頻度を約 $5.8 \times 10^{-6}$ ／炉年、格納容器破損頻度を約 $3.2 \times 10^{-6}$ ／炉年、停止時PRAにおいて燃料損傷頻度を約 $4.3 \times 10^{-6}$ ／定期検査とそれぞれ評価し、有効性評価の対象とする事故シナリオに追加する事故シナリオがないことを確認している。また、有効性評価の対象として必ず選定する事故シナリオに対し補助参加

人が講じている重大事故等対策が有効に機能することを確認し、原子力規制委員会に提出している（乙16の22頁。なお、原子炉停止中は原子炉格納容器の点検扉等が開放されることから、停止時PRAでは格納容器破損頻度の評価は実施しない。）。

なお、補助参加人は、重大事故等対策を講じた状態でのPRAも実施しており（例として、乙第37号証、乙第38号証及び乙第85号証は日本原子力学会の年会、大会で発表している。ただし、今後、新規制基準適合性確認審査において重大事故等対策の内容が変更された場合には、重大事故等対策を講じた状態でのPRAも変わる可能性がある。），再稼働後に実施する定期事業者検査から6か月以内に、評価結果を原子力規制委員会に届け出こととなる（乙15の87頁、乙83の3頁、乙84の27頁）。

#### イ 「求釈明」②について

補助参加人は、重大事故等対策を考慮しない状態での地震PRA及び津波PRAについて、イベントツリーに基づく事故シナリオの分類を実施し、有効性評価の対象とする事故シナリオに追加する事故シナリオがないことを確認している。また、有効性評価の対象として必ず選定する事故シナリオに対し補助参加人が講じている重大事故等対策が有効に機能することを確認し、原子力規制委員会に提出している（乙16の22頁）。

#### 4 第2の5「本件原発の敷地内活断層の活動性が否定できないこと」について

##### (1) 被告らに善管注意義務及び忠実義務違反はないこと

原告らは、本件原子力発電所の敷地内断層や「志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」（以下「有識者会

合」という。)について縷々述べるが、原子力規制委員会は、有識者会合と、原子炉等規制法に基づく新規制基準適合性確認審査は「別のもの」であり、有識者会合による評価にかかわらず、同審査において敷地内断層の活動性について判断するとしている(乙86の14頁、乙87の1頁)。被告ら及び補助参加人は、同審査に的確に対応しており、同審査において敷地内断層が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当せず、本件原子力発電所が同基準に適合していることの確認を経た上で、再稼働することを目指しているのであるから、被告らに善管注意義務及び忠実義務違反はない。

なお、本件原子力発電所の敷地内断層の主な経緯については、以下のとおりである(なお、各書証においては、「断層」、「破碎帶」、「シーム」の用語が用いられているが、本準備書面では引用部を除き「断層」に統一する。)。

本件原子力発電所においては、建設時から敷地内断層の存在が把握されてきたところ、専門家が現地で直接確認するなどの詳細な調査を経た上で、後期更新世以降の活動性に関して問題となるものではないと判断された(乙21)。

平成24年、旧原子力安全・保安院の「地震・津波に関する意見聴取会」において、上記建設時の調査に際して作成されたスケッチ図に基づき、敷地内断層の調査を求める意見が挙がったことから、同院は、同年7月18日、補助参加人に対し、追加調査計画の策定を指示した(乙88：20120718原院第1号)。

そこで、補助参加人は、平成24年12月7日、平成25年6月6日及び同年12月19日に、原子力規制委員会に対し、敷地内断層に係る調査報告書を提出した(乙89ないし94)。

平成 26 年から原子力規制委員会の有識者会合が開催され、平成 28 年 4 月 27 日に評価書（甲 16。以下「本件評価書」という。）が取りまとめられたが、答弁書 20, 21 頁において述べたとおり、本件評価書には「今回の評価は、限られた資料やデータに基づいて行われており、より正確・確実な評価にするためにはデータ等の拡充が必要と考える。」として、6 項目にわたる「今後の課題」という非常に重大な留保が付されており（甲 16 の 45 頁），原子力規制委員会は、本件評価書で判断することはできないとの見解を表明している（乙 24 の 3, 4 頁）。

答弁書 13 頁において述べたとおり、新規制基準適合性確認審査では、「断層の抽出と評価対象断層の選定」、「敷地内断層の活動性評価」及び「敷地周辺の地形、地質・地質構造」の 3 つの論点で審議が進められてきたところ、「断層の抽出と評価対象断層の選定」については、令和 2 年 10 月 2 日に開催された第 902 回審査会合において、原子力規制委員会により了承され、評価対象断層の選定が完了した（乙 95 の 18 頁）。

また、「敷地内断層の活動性評価」については、令和 2 年 7 月 10 日に開催された第 875 回審査会合において、補助参加人が提出した調査データについて、原子力規制委員会において地質・地質構造等の審査を担当する石渡明委員から補助参加人に対し、「鉱物脈法によって新しいデータが幾つか提出されまして、一部の断層については、そういう鉱物脈法によって破碎帶の最新面を鉱物脈が切っている。あるいは鉱物脈ができてから以後、動いていないという証拠が幾つか出されてきたというのは、これは大きな進展だというふうに私は評価をいたします。このサイトにつきましては、我々の審査が始まる前に有識者会合の破碎帶調査とい

うのが行われまして、その最後の評価書に、結論の後に、今後の課題ということで、こういう鉱物脈法とか、そのほかのいろいろな検討がまだ必要であるということが書いてあったわけですけれども（引用者注：本件評価書の『今後の課題』を指す。鉱物脈法については、『今後の課題』③に挙げられている。）、それが、ある意味、御社がこれを一生懸命調査していただいて、この記述が生きてきたかなという感じがしております。そういう点で、御努力に対しては敬意を表したいというふうに思っております。」（乙96の42頁）とのコメントがなされた。この点、更田委員長も、「鉱物脈法は極めて明確な、要するに断層を渡っている鉱物の年代推定ですので、立証としてはクリアな立証が可能な方法で、それによって北陸電力の立証の信頼性が格段と高まったと。ですから、これが石渡委員の発言につながったのだと思いますけれども、そこでその破碎帯に係る議論が、ここへ来て急に進んだという認識は、私も持っています。」（乙97の2頁）と述べている。

引き続き、令和3年1月15日に開催された第935回審査会合において、原子力規制委員会は、補助参加人が行った上載地層法及び鉱物脈法（乙15の224頁参照）による活動性評価の方向性を認めた上で、今春以降に現地調査を実施し、活動性について最終的な判断を行うとの方針を明らかにした（乙98）。

## (2) 原告らの「求釈明」について

### ア 「求釈明」①及び②について

前記(1)で述べたとおり、補助参加人は、旧原子力安全・保安院からの指示に基づき、平成24年から平成25年にかけて、原子力規制委員会に対し、敷地内断層に係る調査報告書を提出している（乙89ないし94）。

敷地内断層の活動性については、現在、新規制基準適合性確認審査において審議されており、補助参加人は、原子力規制委員会からのコメント等を踏まえ、追加調査を行っている。

これら追加調査の内容は、トレーンチ調査、ボーリング調査、反射法地震探査、重力探査、ボーリングコア観察、CT画像観察、薄片観察、XRD（X線回折法）分析など多岐にわたる。

また、これら追加調査に際しては、隨時、専門家への意見聴取を行っており、一例を挙げれば、令和2年7月10日に開催された第875回審査会合において、東京大学の研究室と共同で、分子レベルでの鉱物の観察や化学組成の分析を実施したデータを原子力規制委員会に提出している（乙99、乙100の34、37頁）。

補助参加人は、これら調査、分析により得られた様々なデータを踏まえ、敷地内断層が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを確認しており、引き続き、新規制基準適合性確認審査において、原子力規制委員会との間で審議が行われることとなる。

#### イ 「求釈明」③及び④について

補助参加人は、新規制基準の内容及び各種調査、分析により得られた様々なデータ等を踏まえ、敷地内断層が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを確認した上で、平成26年8月12日に本件2号機の原子炉設置変更許可申請を行った（乙63）。

上記申請に対し、現在、新規制基準適合性確認審査において敷地内断層の活動性について審議が行われているところであり、補助参加人は、同審査において、申請前及び申請後に行った各

種調査結果等を踏まえ、敷地内断層が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを明らかにしている（乙100）。

#### ウ「求釈明」⑤及び⑥について

有識者会合のメンバーの意見は、掘削により既に存在しない旧トレンチにおける過去のスケッチ図に拘泥するなど科学的问题があり、新規制基準にも則していない（新規制基準では、掘削等により断層を直接確認できない場合は当該断層の延長部で活動性の有無を判断するとしているところ、有識者会合は、断層の延長部では活動性がないと認めたにもかかわらず、過去のスケッチ図により旧トレンチ付近のみ活動性が否定できないと結論付けた。）ことから、補助参加人は、平成27年8月10日、評価書案の科学的問題点を指摘する意見書を提出している（乙21、乙101、乙102。なお、補助参加人は、平成27年5月13日に開催された第6回評価会合以降、同会合への出席が認められておらず、有識者会合のメンバーに対し意見を述べる機会が与えられていない。また、本意見書についても、有識者会合において配布されておらず、有識者会合の検討対象となっていない。）。

原告らのいう「3名の専門家」（原告ら第9準備書面12頁10行目）とは、上記意見書において見解を述べた、小島圭二・東京大学名誉教授、徳山明・元富士常葉大学学長及び山崎晴雄・東京都立大学名誉教授を指すと解されるが、他にも例えば、金折裕司・元山口大学教授、平松良浩・金沢大学教授、濱田政則・早稲田大学名誉教授も、評価書案の科学的問題点を指摘している（乙23、乙103、乙104）。

また、平成27年11月20日には、他の発電所の有識者会合のメンバー（レビューアー）が評価書案を評価するピア・レビュー会合が開催されているところ、同会合においても、出席した各レビューアーから、評価書案に対する科学的に重大な異論が続出しており、書面でコメントを提出した竹内章・富山大学名誉教授も、評価書案に対して科学的に重大な異論を述べている（乙105、乙106の5頁）。

念のため述べると、補助参加人は、「3名の専門家」の見解にのみ依拠しているものではなく、ピア・レビュー会合で明らかになった評価書案の問題点や、補助参加人自身が実施した調査、分析により得られた様々なデータ等を踏まえ、敷地内断層が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを確認している。

#### エ 「求釈明」⑦について

渡辺満久・東洋大学教授は、本件原子力発電所の敷地内断層につき、平成27年11月20日に開催されたピア・レビュー会合において、書面でコメントを提出しており、補助参加人は、当該コメントを参照している。

なお、渡辺教授は、当該コメントにおいて、評価書案の考え方に対し、「非常に大きな疑問がある。」と述べている（乙106の3頁）。

また、補助参加人は、富来川南岸断層等に関する渡辺教授らの論文を参照しており（乙107の4、76、88、122頁），引き続き、「敷地周辺の地形、地質・地質構造」に係る新規制基準適合性確認審査において、原子力規制委員会との間で審議が行われることとなる。

この点、補助参加人は、平成21年以降、旧原子力安全・保安院からの指示に基づき、国の機関等の報告、関連学協会等の大会報告、論文等について、幅広く情報を収集、分析し、本件原子力発電所の耐震安全性評価への反映の要否等を検討し、同院及び原子力規制委員会に報告してきたところであり（乙108）、本件原子力発電所の耐震安全性については、引き続き、補助参加人と原子力規制委員会との間で、新規制基準適合性確認審査において、最新の知見を踏まえた審議、判断が行われることとなる（乙109）。

### 第3 結語

答弁書4ないし7頁において述べたとおり、本件訴訟は、本件原子力発電所の再稼働を目指すという補助参加人の経営方針の変更を求める原告らが、補助参加人の株主総会において多数派を形成できないことから、株主差止訴訟の名を借りて経営方針の変更を被告方に強制しようとするものであって、会社法360条の趣旨を逸脱したものであることは明白である。

原告らは、第9準備書面第2において、「原発事故のリスク」を繰々主張するが、本準備書面において述べたとおり、いずれも被告らの善管注意義務及び忠実義務違反を基礎付けるものではない。

原告ら第9準備書面におけるその余の主張も、原子力発電所の再稼働につき、法令上根拠のない独自の主張を繰々述べた上で、自らの主張に沿わないと見る被告らの業務執行を善管注意義務及び忠実義務違反と非難するに過ぎず、理由がない。

本準備書面において繰り返し述べたとおり、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査の判断や関係法令を踏まえて原子力発電

所の再稼働を目指すことが、取締役の法令違反に当たる余地はない。

被告ら及び補助参加人は、本準備書面において、第4回口頭弁論における裁判所からの求釈明を踏まえ、本件原子力発電所の安全性確保に向けた取組みを明らかにしたところであるが、準備書面(2)で述べたとおり、原告ら第9準備書面におけるその余の「求釈明」事項を含め、原告らからの探索的な求釈明には必要性が認められない。

以上のとおり、被告ら及び補助参加人は、速やかに本件請求が棄却されることを求める。

以 上